

五十二 第65条の4《特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除》関係

改 正 後					改 正 前										
(特定住宅地造成事業等の証明書の区分一覧表) 65の4 - 17 ..... 別表3 特定住宅地造成事業等に関する証明書の区分一覧表					(特定住宅地造成事業等の証明書の区分一覧表) 65の4 - 17 ..... 別表3 特定住宅地造成事業等に関する証明書の区分一覧表										
区	分	内	容	発 行 者	根 拠 条 項	備	考	区	分	内	容	発 行 者	根 拠 条 項	備	考
.....	.....	.....	.....	.....	.....	都市計画法 第29条第1項 の許可(同法 第4条第2項 に規定する都 市計画区域内 において行わ れる同条第12 項に規定する 開発行為に係 るものに限 る。)をいう。		.....	.....	.....	.....	.....	.....	都市計画法 第29条又は同 法附則第4項 の許可をい う。	
.....	.....	.....	.....	.....	.....	1 .....		.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	1 .....
						(1) .....									(1) .....
						(2) .....									(2) .....
						(3) .....									(3) .....

改 正 後	改 正 前
<p>2 .....</p> <p>(1) .....</p> <p>(2) .....</p> <p>(3) .....環境</p> <p><u>事業団法第</u></p> <p><u>18条第1項</u></p> <p><u>第5号に規</u></p> <p><u>定する最終</u></p> <p><u>処分場又は</u></p> <p><u>次に掲げる</u></p> <p><u>施設をいう</u></p> <p><u>(口又はハ</u></p> <p><u>に掲げる施</u></p> <p><u>設にあって</u></p> <p><u>は、その施</u></p> <p><u>設の用に供</u></p> <p><u>される土地</u></p> <p><u>の面積が5</u></p> <p><u>ヘクタール</u></p> <p><u>以上である</u></p> <p><u>ものに限</u></p> <p><u>る。)</u></p> <p><u>イ 環境事</u></p>	<p>2 .....</p> <p>(1) .....</p> <p>(2) .....</p> <p>(3) .....環境</p> <p><u>事業団法第</u></p> <p><u>18条第1項</u></p> <p><u>第4号に規</u></p> <p><u>定する最終</u></p> <p><u>処分場又は</u></p> <p><u>同号に規定</u></p> <p><u>する政令で</u></p> <p><u>定める施設</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p>業団法施行令第1条第1号に掲げる施設</p> <p>□ 環境事業団法施行令第1条第2号に掲げる施設で、地方公共団体又は次に掲げる法人に譲渡されるもの</p> <p>(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の5第1</p>	

改 正 後	改 正 前
<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 30%;"></div> <div style="width: 30%;"></div> <div style="width: 30%;"></div> </div>	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 30%;"></div> <div style="width: 30%;"></div> <div style="width: 30%;"></div> </div>

項に規定  
する廃棄  
物処理セ  
ンター  
(ロ) 地方公  
共団体の  
出資に係  
る法人の  
うち、そ  
の発行済  
株式の総  
数又は出  
資金額の  
2分の1  
以上が地  
方公共団  
体により  
所有され  
又は出資  
をされて  
いるもの  
(ハ) 民法第  
34条の規

改 正 後	改 正 前
<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 30%;"></div> <div style="width: 30%;"></div> <div style="width: 30%;"></div> </div>	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 30%;"></div> <div style="width: 30%;"></div> <div style="width: 30%;"></div> </div>

定により  
設立され  
た法人の  
うち、そ  
の拠出を  
された金  
額の2分  
の1以上  
の金額が  
地方公共  
団体によ  
り拠出を  
されてい  
るもの  
 八 環境事  
業団法施  
行令第1  
条第3号  
に掲げる  
施設で、  
地方公共  
団体、口  
(1) から

改 正 後	改 正 前
<p>(ハ) までに掲げる法人又は事業協同組合若しくは事業協同小組合に譲渡されるものの</p> <p>二 環境事業団法施行令第1条第4号に掲げる施設で、地方公共団体又は</p> <p>ロ(イ) から(ハ)までに掲げる法人に譲渡され</p>	

改 正 後					改 正 前				
				<p>るもの</p> <p>(4) <u>環境事業</u></p> <p><u>団法第18条</u></p> <p><u>第1項第6</u></p> <p><u>号に規定す</u></p> <p><u>る施設(環</u></p> <p><u>境事業団が</u></p> <p><u>同号に規定</u></p> <p><u>するポリ塩</u></p> <p><u>化ビフェニ</u></p> <p><u>ル廃棄物の</u></p> <p><u>処理及び当</u></p> <p><u>該施設の改</u></p> <p><u>良、維持そ</u></p> <p><u>他の管理</u></p> <p><u>を行うもの</u></p> <p><u>に限る。)</u></p> <p>(5) .....</p>					(4) .....
.....	.....	.....	.....	<p>1 「特定石油</p> <p>備蓄会社」と</p> <p>は、<u>石油公団</u></p> <p><u>法第19条第1</u></p>	.....	.....	.....	.....	<p>1 「特定石油</p> <p>備蓄会社」と</p> <p>は、<u>石油公団</u></p> <p><u>法第19条第1</u></p>

改 正 後					改 正 前				
				項第11号..... 2 .....					項第10号..... 2 .....
②① .....又は 地方拠点都 市地域の整 備及び産業 業務施設の 再配置の促 進に関する 法律（以下 「 <u>地方拠点 都市地域整 備等促進法</u> 」という。） 第22条第3 項.....	.....又は地方 <u>拠点都市地域 整備等促進法</u> 第22条第3項 .....	.....又は地方 <u>拠点都市地域 整備等促進法</u> 第22条第2項 の規定により .....	.....		②① .....又は 地方拠点都 市地域の整 備及び産業 業務施設の 再配置の促 進に関する 法律第22条 第3項... ..	.....又は地方 <u>拠点都市地域 の整備及び産 業業務施設の 再配置の促進 に関する法律</u> 第22条第3項 .....	.....又は地方 <u>拠点都市地域 の整備及び産 業業務施設の 再配置の促進 に関する法律</u> 第22条第2項 の規定により .....	.....	
(2102)中心市 街地整備改 善活性化法 第7条第1	当該土地等に つき中心市街 地整備改善活 性化法第7条	.....	.....	「 <u>特定旅客 施設、一般交 通用施設又は 公共用施設の</u>	(2102)中心市 街地整備改 善活性化法 第7条第1	当該土地等に つき中心市街 地整備改善活 性化法第7条	.....	.....	

改 正 後		改 正 前		
<p>項に規定する土地区画整理事業、<u>高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律</u>（以下「<u>高齢者等移動円滑化法</u>」という。）第13条第1項に規定する土地区画整理事業、<u>大都市地域住宅等供給促進法</u>による特定土地区画整理</p>	<p>第1項に規定する土地区画整理事業、<u>高齢者等移動円滑化法</u>第13条第1項に規定する土地区画整理事業、<u>大都市地域住宅等供給促進法</u>による特定土地区画整理事業又は<u>地方拠点都市地域の整備等促進法</u>による拠点整備土地区画整理事業に係る換地処分が行われ、その換地処分により当該土地等のうち、<u>中心市街</u></p>	<p><u>設置をする者</u>」とは、<u>国、地方公共団体、高齢者等移動円滑化法</u>第13条第1項に規定する公共交通事業者等（<u>同法</u>第2条第3項第1号から第3号までに掲げる者に限る。）及び<u>国</u>（<u>国の全額出資に係る法人を含む。</u>）又は<u>地方公共団体</u>によりその<u>資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上が出資さ</u></p>	<p>項に規定する土地区画整理事業、<u>大都市地域住宅等供給促進法</u>による特定土地区画整理事業又は<u>地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律</u>による拠点整備土地区画整理事業が施行された場合において、当該土地等に係る換地処分</p>	<p>第1項に規定する土地区画整理事業、<u>大都市地域住宅等供給促進法</u>による特定土地区画整理事業又は<u>地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律</u>による拠点整備土地区画整理事業に係る換地処分が行われ、その換地処分により当該土地等のうち同項、<u>大都市地域住宅等供給促進法</u>第</p>

改 正 後			改 正 前		
<p>事業又は地方拠点都市地域整備等促進法による拠点整備土地区画整理事業が行われた場合において、当該土地等に係る換地処分により当該土地等のうち、<u>中心市街地整備改善活性化法第7条第1項、高齢者等移動円滑化法第13条第1項、大都市地域住宅等</u></p>	<p><u>地整備改善活性化法第7条第1項、高齢者等移動円滑化法第13条第1項、大都市地域住宅等供給促進法第21条第1項又は地方拠点都市地域整備等促進法第28条第1項の保留地</u>に対応する部分の譲渡があった旨（当該土地等の譲渡が高齢者等移動円滑化法第13条第1項の保留地に対応する部分の譲渡である場合</p>	<p>れている法人をいう。</p>	<p>により当該土地等のうち、同項、大都市地域住宅等供給促進法第21条第1項又は地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第28条第1項の保留地に対応する部分の譲渡があったとき</p>	<p>2条第1項又は地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第28条第1項の保留地に対応する部分の譲渡があった旨を証する書類</p>	

改 正 後		改 正 前	
<p>供給促進法 第21条第1 項若しくは 地方拠点都 市地域整備 等促進法第 28条第1項 の保留地に 対応する部 分の譲渡(高 齢者等移 動円滑化法 第13条第1 項の保留地 に対応する 部分の譲渡 にあっては、 当該保留 地の上に設 置される同 項に規定す る特定旅客 施設、一</p>	<p>にあっては、 その旨並びに 当該保留地の 上に設置され る同項に規定 する特定旅客 施設、一般交 通用施設又は 公共用施設の 設置をする者 が措置法令第 22条の8第29 項に規定する 者である旨及 び当該保留地 に対応する部 分の譲渡をす る者が当該設 置をする者で ない旨)を証 する書類</p>		

改 正 後	改 正 前
<p> <u>般交通用施設又は公共用施設の設置をする者( )である場合に限るものとし、当該設置をする者がするものを除く。)があったとき</u> </p>	
<hr style="border-top: 1px dashed black;"/>	<hr style="border-top: 1px dashed black;"/>